

令和 8 年度貝塚市障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針  
(趣旨)

第 1 条 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加を促進し、障害者就労施設等の受注機会の確保並びに障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項の障害者就労施設等をいう。以下同じ。）から供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進等を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設等)

第 2 条 この方針において、調達の対象となる障害者就労施設等は、市内に所在し、又は居住するものとする。

(対象となる物品等)

第 3 条 この方針において、調達を推進する物品等は、前条の障害者就労施設等が受注することが可能な全てのものとする。

(調達目標)

第 4 条 本市は、障害者就労施設等からの物品等の計画的な調達を推進し、調達実績額が前年度実績を上回るよう努めるものとする。

(調達の推進方法)

第 5 条 本市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行うものとする。

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の把握に努めること。
- (2) 物品等を調達する必要が生じた場合にあっては、優先的に障害者就労施設等から調達するように努めること。
- (3) 障害者就労施設等からの物品の調達が貝塚市契約規則(平成 19 年貝塚市規則第 9 号)第 16 条に定める額を超えないときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

(実績の公表)

第 6 条 本市は、毎会計年度終了後に、遅滞なくこの方針に基づく実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

(担当窓口)

第 7 条 この方針の担当窓口は、健康福祉部障害福祉課とする。

附 則

この方針は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。